

平成二十八年二月二十六日提出
質問第一五二号

公共サービス基本法の運用に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

公共サービス基本法の運用に関する質問主意書

公共サービス基本法（平成二十一年五月二十日法律第四十号）の運用に関して、以下質問する。

一 公共サービス基本法の所管省庁および担当大臣を明示されたい。

二 公共サービス基本法第七条では、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されているが、これに係る所管省庁と担当大臣を明示されたい。

三 公共サービス基本法第七条では、「必要な措置を講ずるよう努める」主体は、「政府」と規定されているが、政府のいかなる組織、機関がその任にあたるのか。具体的に示されたい。

右質問する。